

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和二年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神石郡神石高原町小島一六八番三、一六九五番三の一部、一七〇六番一の一部、一七〇六番四の一部、一七〇九番三、一七〇九番六、一七二〇番一、一七二〇番四、一七二一番一、一七二一番三、一七二六番一、一七二六番二、一七二三番一の一部、一七二三番二、一七二四番一、一七二四番二、一七二四番三、一七二五番一の一部、一七二五番二の一部
(二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神石郡神石高原町小島二〇二五番地
神石高原町長 入江 嘉則